

定款変更認証申請に係る縦覧書類

(令和 7 年度)

1 申請年月日

令和 7 年 4 月 7 日

特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 三重県日本中国友好協会

3 代表者の氏名

舟橋 裕幸

4 主たる事務所の所在地

津市北丸之内202番地

5 定款記載の目的

この法人は、主に県民に対して、日本と中国両国民の相互理解と友好交流を深め、互恵関係を推進する事業を行い、もって両国とアジアおよび世界の平和と繁栄に寄与することを目的とする。

6 縦覧期間

令和 7 年 4 月 7 日 ～ 令和 7 年 4 月 21 日

特定非営利活動法人 三重県日本中国友好協会

定 款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人三重県日本中国友好協会（NPO法人三重県日中友好協会と略す）と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を三重県津市北丸之内202番地に置く。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 この法人は、主に県民に対して、日本と中国両国民の相互理解と友好交流を深め、互惠関係を推進する事業を行い、もって両国とアジアおよび世界の平和と繁栄に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、特定非営利活動促進法（以下「法」という。第2条第1項別表のうち、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 国際協力の活動
- (2) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (3) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- (4) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事 業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 特定非営利活動に係わる事業

- ① 日中両国民の相互理解と友好関係の増進に資する文化、芸術、教育、科学技術、スポーツ、環境等の交流協力事業
- ② 日中両国の友好都市間交流に対する協力と支援
- ③ 技能実習生共同受入事業
- ④ 職業紹介事業
- ⑤ 在日華僑・華人との連携並びに中国人留学生その他日本に滞在する中国人との交流事業
- ⑥ 機関紙の発行などの広報活動
- ⑦ 三重中国語文センターの運営
- ⑧ その他目的達成に必要な事業

第3章 会 員

(種 別)

第6条 この法人の会員は、次の各号に掲げるものとし、第1号に掲げる正会員をもって法上の社員とする。

(1) 正会員

- ① 直属会員 この法人の目的に賛同し、直接入会した個人の会員
- ② 地区協会会員 この法人の目的に賛同し、地区協会に入会した個人の会員。ここで地区協会とは、地域の名称を冠し、この法人の目的を共に図る地区日本中国友好協会をいい、以下同じとする。

(2) 賛助会員

この法人の目的に賛同して入会し賛助会費を支払う個人及び法人又は団体の会員。

(3) 日中友情サポーター

この法人の目的に賛同し、サポーター会費を支払う学生とする。ここで、学生とは学校教育法第一条において規定されている大学に在籍する学生をいう。

(入 会)

第7条 この法人の会員になろうとする者は、入会申込書を会長に提出し、その承認を得なければならない。地区協会から入会の承認を得た場合、その会員は前条第1号②に掲げる正会員として承認される。但し、前条第3号に掲げる日中友情サポーターとして入会の承認を得た場合は、この限りではない。

2 会長は会員の申込について、正当な理由がない限り入会を認めるものとするが、入会を認めない場合は、理由を付した書面をもって申込者にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、入会金・会費を納めるものとし、その方法は次の各号に定めるところによるものとする。

- (1) 直属会員及び賛助会員は、入会金と会費をこの法人に直接納めるものとする。
- (2) 地区協会会員は、地区協会の会費を当該地区協会に納め、地区協会は、この法人に規定の会費を納めるものとする。
- (3) 日中友情サポーターは、会費をこの法人に納入するものとする。

2 会員の会費及び地区協会会費に関する規定は、別に理事会において定める。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員は、次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は団体が消滅したとき。
- (3) 除名されたとき。

(退 会)

第10条 会員は、退会届を会長に提出し、任意に退会することができる。

2 地区協会会員が地区協会から退会したときは、この法人からも退会したものとする。

3 会員が会費を2年間にわたり滞納したときは、退会したものとみなす。地区協会が会費を正当な理由なく2年間にわたり滞納したときは、この法人から退会したものとみなす。

(除 名)

第11条 会員が、次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 既納の入会金、会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

第4章 役 員

(種別及び定数)

第13条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上、40名以内
- (2) 監事 2名

2 理事のうち会長1名、副会長若干名、理事長1名、副理事長若干名とする。

(選任)

第14条 理事及び監事は、総会において、正会員の中から選任する。

2 会長、副会長、理事長、副理事長は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 会長は、この法人の業務を統括し、助言を行う。また、日中友好活動に関する対外的な業務に従事する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

3 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。理事長以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。

4 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき、又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

5 理事は、理事会を構成し、この定款及び総会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

6 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
- (2) この法人の財産の状況を監査すること。
- (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
- (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
- (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期)

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長する。

3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解

任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報 酬)

- 第 19 条 役員は無報酬とする。但し、常勤の役員は報酬を受けることができる。
- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
 - 3 前 2 項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

(相談役)

- 第 20 条 この法人に、相談役を置くことができるものとし、会長職にあった者の中から総会の議決を経て、推戴する。
- 2 相談役の任期は、第 16 条第 1 項の規定を準用する。

第 5 章 総 会

(種 別)

- 第 21 条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(構 成)

- 第 22 条 総会は、正会員をもって構成する。なお、賛助会員及び日中友情サポーターは議長の下承を得たうえで傍聴者として参加することができるものとする。

(権 能)

- 第 23 条 総会は、以下の事項について議決する。
- (1) 定款の変更
 - (2) 解散
 - (3) 合併
 - (4) 事業計画及び活動予算の決定並びにその変更
 - (5) 事業報告及び活動決算の承認
 - (6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
 - (7) 消去
 - (8) 借入金（その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第 51 条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
 - (9) 事務局の組織及び運営
 - (10) その他運営に関する重要事項

(開 催)

- 第 24 条 通常総会は、毎事業年度 1 回開催する。
- 2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - (1) 理事会が必要と認めたとき。
 - (2) 正会員総数の 5 分の 1 以上から、会議の目的である事項を記載した書面をもって、招集の請求があったとき。
 - (3) 第 15 条第 6 項第 4 号の規定により、監事から招集があったとき。

(招 集)

- 第 25 条 総会は、前条第 2 項第 3 号の場合を除き、会長が招集する。
- 2 会長は、前条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。
 - 3 総会を招集するときは、総会の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもつ

て、少なくとも10日前までに通知しなければならない。

(議 長)

第26条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第27条 総会は、正会員総数の3分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議 決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第29条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第27条、前条第2項、第30条第1項第2号及び第52条の規定の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員の総数及び出席者数（書面表決者及び表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が、署名又は記名押印しなければならない。

第6章 理事会

(構 成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(権 能)

第32条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開 催)

第33条 理事会は、毎年2回以上開催するほか、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から、会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第6項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招 集)

第34条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも10日前までに通知しなければならない。

(議 長)

第35条 理事会の議長は、その理事会に出席した理事の中から選出する。

(議 決)

第36条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第37条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 1 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 2 前項の規定により表決した理事は、前条第2項及び次条第1項第2号の規定の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 3 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が、署名又は記名押印しなければならない。

第7章 専門委員会等

(専門委員会及び部会)

第39条 この法人は、各種の専門委員会を設け、各種の部会をつくることができる。

- 2 専門委員会及び部会の会議は、必要な場合随時開催し、活動の状況は理事会に報告するものとする。

第8章 資産及び会計

(資産の構成)

第40条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(資産の区分)

第41条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産一種とする。

(資産の管理)

第42条 この法人の資産は、会長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

(会計の原則)

第43条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って、行うものとする。

(会計の区分)

第44条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計の1種とする。

(事業計画及び活動予算)

第45条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、会長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第46条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第47条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第48条 予算作成後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第49条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、会長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第50条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第51条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第9章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第52条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の3分の2以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項に該当する場合は所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第53条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産
- (6) 所轄庁による認証の取り消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の3分の2以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由によりこの法人が解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

4 この法人が解散したときは、理事が清算人となる。

(残余財産の帰属)

第54条 この法人が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、次の者に帰属させるものとする。

(名称)

社団法人日本中国友好協会

(事務所の所在地)

東京都千代田区神田錦町1丁目4番

(合併)

第55条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の3分の2以上の議決を経、かつ所轄庁の認証を得なければならない。

第10章 事務局

(設置等)

第56条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長及び職員は、会長が任免する。

4 理事は、事務局長及び職員と兼職することができる。

5 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

第11章 公告の方法

(公告の方法)

第57条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報及び公益社団法人日中友好協会の機関紙「日本と中国」に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人の主たる事務所の掲示場に掲示して行う。

第12章 雑 則

(細則)

第58条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、会長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から平成24年3月31日までとする。
- 3 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第45条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 4 この法人の設立当初の事業年度は、第50条の規定にかかわらず、成立の日から平成23年3月31日までとする。
- 5 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 正会員

- ①入会金 1,000円
- ②年会費 8,000円
- ③特別会費 1口10,000円 1口以上

(2) 賛助会員

- ①年会費 1口20,000円 1口以上

(3) 地区協会納入会費 1人分の機関紙代年額3,000円

- ①会員数 1～49 1人分年額納入会費 4,000円
- ②会員数 50～74 1人分年額納入会費 3,800円
- ③会員数 75～99 1人分年額納入会費 3,600円
- ④会員数 100以上 1人分年額納入会費 3,400円

- 6 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

(役員)	(役職)	(氏名)
理 事	会 長	柳 瀬 恒 範
理 事	副会長	水 越 徳 和
理 事	副会長	池 村 均
理 事	副会長	近 藤 康 雄
理 事	副会長	静 永 俊 雄
理 事	副会長	土 森 弘 和
理 事	副会長	永 富 洋 一
理 事	副会長	松 岡 守
理 事	副会長	山 下 晃
理 事	副会長	山 村 ふ さ
理 事	相談役	夏 秋 幹
理 事	理事長	舟 橋 裕 幸
理 事	副理事長	谷 川 節 子
理 事	副理事長	安 田 元 喜
理 事	事務局長	松 野 静 代
理 事	理 事	津 坂 勝 哉

博	道	藤	加	事	理
生	ち	村	寺	事	事
子	英	合	落	事	理
郎	富	口	岡	事	理
男	ま	川	門	事	理
ゑ	秋		森	事	理
生	修	本	新	事	理
一	力	中	松	事	理
顕	重	田	田	事	理
操		倉	中	事	理
代	加	山	板	事	理
子	千	井	中	事	理
	恵		西	理	
之	利	山	山	監	監
昭	正	谷	谷	事	事

7 附 則

この定款は平成30年10月22日から施行する。

この定款は令和 3年 8月13日から施行する。

この定款は令和 7年 月 日から施行する。